



異動に伴う居住に関する緊急申し入れ **団体交渉 開催①**

首都圏へ出向中の社員が2026年5月1日付で新潟支社に復職異動することになり、家族もいるため社宅への入居希望を意思表示しました。

しかし、着任日までに社宅入居の準備が間に合わず、1ヶ月半ほどの期間を要するために社員本人は一旦寮に入るよう会社から説明を受けました。

会社都合により転居を伴う異動であるにも関わらず、住居に関する配慮を欠き社員・家族に不利益が生じ得る状況を看過することは出来ません。

新潟地本は、社員の生活の安定を求めて申17号で緊急に申し入れを行い、4月28日に新潟支社と団体交渉を行いました。

次号以降、団体交渉での議論内容をお伝えします。



【申17号 申し入れ項目】

1. 社員の異動、業務内容変更、及び担務変更に伴う主たる就業箇所の変更にあたっては、住居、通勤手段に対して最大限の配慮を行うこと。
2. 本申し入れの回答は2026年4月27日までに
行うこと。

社員が安心・安定して生活ができる環境を求めて取り組みます！